

第2節

平和安全法制などの概要

平和安全法制は、既存の法律の一部改正を束ねた平和安全法制整備法と新規に制定された国際平和支援法の2法から構成されている。

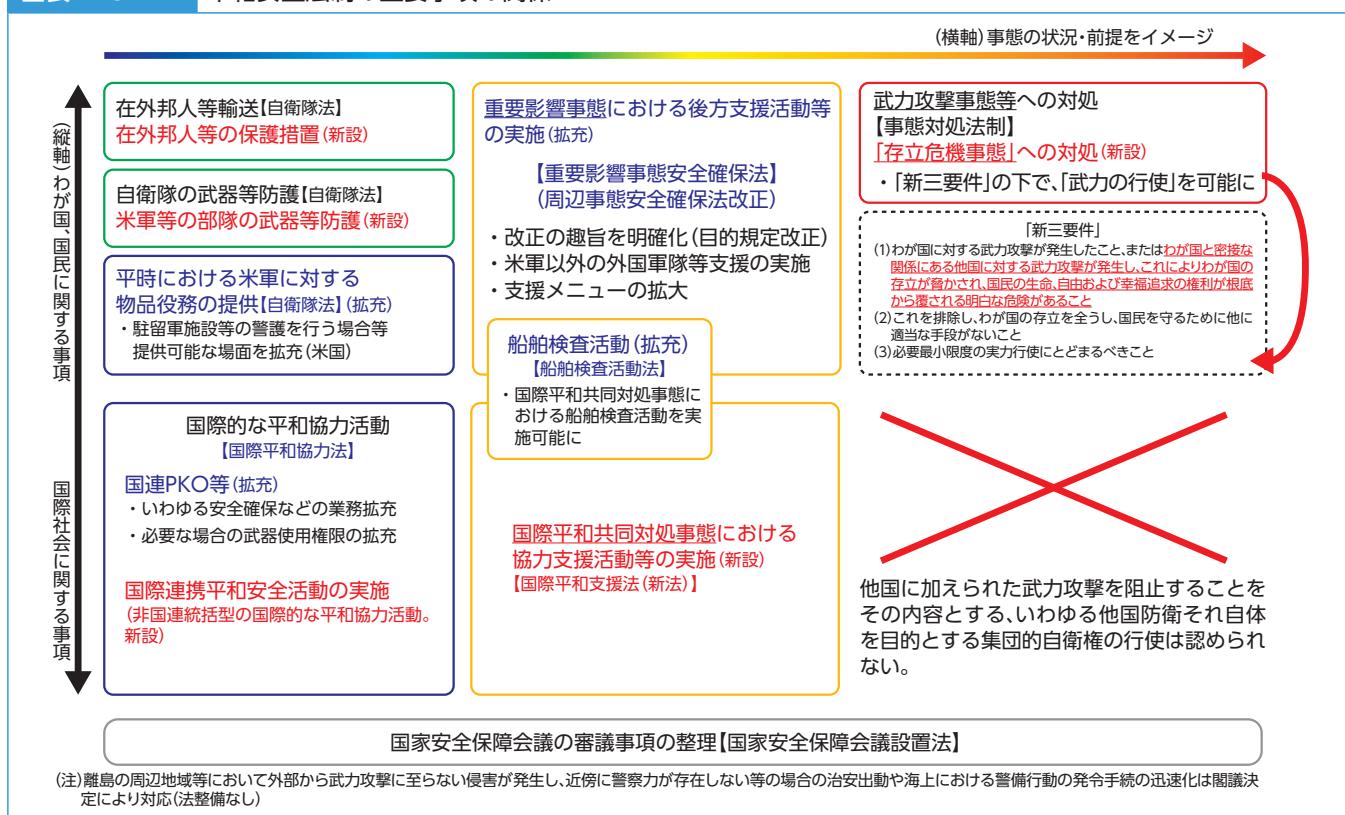
参照》図表II-3-2-1(「平和安全法制」の構成)、図表II-3-2-2(「平和安全法制」の主要事項の関係)

図表II-3-2-1 平和安全法制の構成

整備法 (一部改正を束ねたもの)		※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本	
平和安全法制整備法:我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律			
1. 自衛隊法			
2. 国際平和協力法	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律		
3. 周辺事態安全確保法	→ 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律		
4. 船舶検査活動法	重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律		
5. 事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律		
6. 米軍行動関連措置法	→ 米軍等行動関連措置法に変更 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律		
7. 特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律		
8. 海上輸送規制法	武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律		
9. 捕虜取扱い法	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律		
10. 国家安全保障会議設置法			

新規制定(1本)
国際平和支援法:国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

図表II-3-2-2 平和安全法制の主要事項の関係



1 平和安全法制整備法の概要

① 自衛隊法の改正

(1) 在外邦人等の保護措置に関する規定の新設（同第84条の3）

従来、外国における緊急事態に際しての在外邦人の保護にあたっては、生命又は身体の保護を要する在外邦人を安全な地域に「輸送」することに限られ、たとえテロリストの襲撃などを受けた場合であっても、武器使用を伴う在外邦人の救出はできなかった。このようなことを踏まえ、生命又は身体に危害が加えられるおそれがある在外邦人について、輸送だけでなく、警護、救出などの「保護措置」も以下の要件の下で可能とした。

ア 手続

外務大臣からの依頼を受け、外務大臣と協議し、内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣の命令により実施

イ 実施要件

以下の全てを満たす場合に保護措置を行うことが可能

- ① 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること
- ② 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国等の同意があること
- ③ 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力の確保が見込まれること

ウ 武器使用権限（同第94条の5）

自衛官は、保護措置を行う職務の実施に際し、自己や当該保護措置の対象である邦人等の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必

要と判断される限度で武器の使用が可能（いわゆる任務遂行型の武器使用権限¹を含むもの。ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ。）

(2) 米軍等の部隊の武器等の防護に関する規定の新設（同第95条の2）

自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護できることとした。

ア 対象

米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等

イ 手続等

米軍等からの要請があった場合で防衛大臣が必要と認める場合に限り、自衛官が警護を実施（なお、内閣の関与のあり方など本制度の運用についての基本的事項などを定める運用方針を策定する方針）

ウ 武器使用権限

自衛官は、上記アの武器等を職務上警護するにあたり、人又は武器等を防護するため必要と認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用が可能（ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ。）

(3) 米軍に対する物品役務の提供の拡大に関する規定の整備（同第100条の6）

米軍に対する物品又は役務の提供に関して、対象となる米軍の範囲や物品の範囲を以下のとおり拡大した。

ア 対象となる米軍の範囲

- ① 以下の行動又は活動を実施する自衛隊の部隊

¹ いわゆる「自己保存型の武器使用権限」が、自己等（自己、共に現場に所在する隊員又は自己の管理の下に入った者）を防護するためにのみ武器の使用が認められるものをいうに対し、いわゆる「任務遂行型の武器使用権限」は、そのような自己保存を超えて、例えば他人の生命、身体等を防護するため、又はその任務を妨害する行為を排除するために武器の使用が認められるものをいう。

解説

在外邦人等の保護措置について



今日、グローバル化が進み、海外で活躍する日本企業や日本人が増える一方で、世界のテロ発生件数は増加しており、日本人がテロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性が高まっています。

こういった状況を踏まえ、新たに設けた「在外邦人等の保護措置」は、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある在外邦人等について、一定の要件を満たせば、自衛隊が、「輸送」のみならず、生命又は身体を防護するため武器を使用して、「警護」や「救出」もできるようにしたものです。具体的な場面としては、例えば、外国において大規模な災害が発生した際に、当該国政府の治安当局が被災者救助等のために、邦人保護に振り向ける要員が不足し、邦人保護が十分にできないような状況において、自衛隊が邦人等を輸送するために邦人等の集合場所に向かっているときに状況が変化し、その集合場所の邦人等が暴徒等に取り囲まれてしまったような場合、また、わが国の大使館等が占拠され邦人等が人質となるなどの状況において、当該国政府よりも自衛隊の対応能力が高いことから、当該国政府が自衛隊による対応を受け入れるような場合を想定しています。

等と共に現場に所在して同種の活動を行う米軍を対象に追加

- ・在日米軍基地などの施設及び区域の警護
 - ・海賊対処行動
 - ・弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動
 - ・機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
 - ・外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護措置
 - ・外国の軍隊の動向に関する情報その他のわが国の防衛に資する情報の収集のための船舶又は航空機による活動
- ② 日米の二国間訓練に参加する米軍に加え、日本を含む三か国以上の多国間訓練に参加する米軍を対象に追加
- ③ 自衛隊施設に一時的に滞在する米軍に加え、自衛隊の部隊等が日常的な活動のため米軍施設に一時的に滞在する場合に共に現場に所在する米軍を対象に追加

イ 提供の対象となる物品の範囲

弾薬を追加（武器は引き続き含まない。）

(4) 国外犯処罰に関する規定の新設（同第122条の2）

今般の法改正により、国外における自衛隊の任務が拡大することから、国外における自衛隊の活動の規律・統制をより適切に確保する必要がある。このため、国外における①上司の職務上の命令に対する多数共同しての反抗及び部隊の不法指揮並びに②防衛出動命令を受けた者による上官の命令に対する反抗・不服従等について処罰規定を設けた。

② 重要影響事態安全確保法（周辺事態安全確保法の改正）

周辺事態安全確保法においては、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態（そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等をいい、これを「周辺事態」という。）に際し、わが国が行う対応措置として、後方地域支援²、後方地域捜索救助活動³、船舶検査活動（船舶検査活動法に規定するもの）（後述）などを定めていた。

今般の法改正では、わが国を取り巻く安全保障環境の変化に伴い、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態について、「我が国周辺の地域

² 周辺事態に際し、日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品役務の提供、便宜の供与などの支援措置

³ 周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域で自衛隊が行う捜索救助活動（救助した者の輸送を含む。）

における」という部分を削除し、事態の名称を「周辺事態」から「重要影響事態」に改める⁴とともに、重要影響事態における支援対象や対応措置を以下のとおり拡大した。

(1) 支援対象

支援対象となる重要影響事態に対処する軍隊等に、従来の「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍」に加え、「国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」及び「その他これに類する組織」を追加した。

(2) 重要影響事態への対応措置

重要影響事態への対応措置を、①後方支援活動、②搜索救助活動、③船舶検査活動、④その他の重要影響事態に対応するための必要な措置としつつ、①の後方支援活動において自衛隊が提供する物品・役務の種類に、従来の「補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務」に加え、「宿泊、保管、施設の利用、訓練業務」を追加した。また、従来と同様、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を新たに実施することとした。

また、外国領域での対応措置も、当該外国等の同意がある場合に限り、新たに実施できることとした。

(3) 武力行使との一体化に対する回避措置等

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、以下の措置を規定した。

① 「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない。ただし、搜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難

者にかかる捜索救助活動を継続できる。

- ② 自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、又はそれが予測される場合には一時休止等を行う。
- ③ 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

(4) 国会承認

従来と同様、事前の国会承認を原則とし、緊急の必要がある場合は事後承認を可とする。

3 船舶検査活動法の改正

船舶検査活動は、国連安保理決議に基づいて、又は旗国⁵の同意を得て、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦などを除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動や必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。

従来は、周辺事態においてのみ船舶検査活動を実施し得るものとされていたが⁶、船舶検査活動法が制定された00（平成12）年以降、国際社会において、大量破壊兵器や国際テロ組織の武器等の国境を越えた移動といった国際的脅威に対処するための船舶による検査活動の例が積み重ねられてきていることに鑑み、国際平和支援法に規定する国際平和共同対処事態⁷（後述）においても船舶検査活動が実施できることとした。併せて、周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正を行った。

⁴ 「周辺事態」は、事態の性質に着目した概念であって地理的な概念ではないと整理されていたところ、昨今の安全保障環境の変化も踏まえ、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態が生起する地域を地理的に限定するかのような表現を用いることは適当ではないことから改めたもの。これに伴い、法律の名称も「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」から「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改正。

⁵ 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

⁶ 船舶検査活動法の制定当时、周辺事態の場合以外における船舶検査活動の実施については、別途の検討課題として位置付けていた（00（平成12）年11月28日 参議院外交防衛委員会 河野外務大臣（当時）答弁）。

⁷ 國際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

4 國際平和協力法の改正

1992(平成4)年に制定された國際平和協力法は、わが国が国連を中心とした國際平和のための努力に積極的に寄与するため、国連平和維持活動(国連PKO)、人道的な國際救援活動、國際的な選挙監視活動の三つの活動に対し、適切かつ迅速な協力をを行うための体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講ずることとしている。また、これらの活動への参加にあたっての基本方針(いわゆる参加5原則)として、①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること、②国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊へのわが国の参加に同意していること、③当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること、④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること、⑤武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本とすること⁸が規定されている。

法制定当時は、国連が統括する国連PKOの枠組みにより伝統的な国家間紛争における停戦監視等を実施することを想定していたが、国際社会が対処する紛争の性質は国内における衝突や、国家間の武力紛争と国内における衝突の混合型へと変化し、国際的な平和協力活動においても、紛争当事国の国造りに対する支援やこれを実施するために必要な安全な環境の創出が重要な役割となっている。また、国連が統括しない枠組みでも国際的な平和協力活動が幅広く実施されている⁹。

こうした国際的な平和協力活動の多様化や質的变化を踏まえ、わが国として国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定により一層貢献するため、国連PKOなどにおいて実施できる業務の拡充や武器使用権限の見直しなどを行うとともに、国連が統括しない人道復

興支援や安全確保などの活動(「国際連携平和安全活動」)にも十分かつ積極的に参加することができるよう、同活動にかかる規定を新設した。

(1) 参加要件

ア 国連PKO

参加5原則の枠組みを維持しつつ、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護(後述)の実施にあたっては、国連PKO等の活動が行われる地域の属する国等の受入れ同意について、当該業務等が行われる期間を通じた安定的維持を要件とした。

イ 国際連携平和安全活動

これまでの三つの活動(国連PKO、人道的な國際救援活動、國際的な選挙監視活動)に加えて協力が可能とされた国際連携平和安全活動は、その性格、内容等が国連PKOと類似したものであるため、参加5原則を満たした上で、次のいずれかが存在する場合に参加可能とした。

- ① 国連の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議
- ② 次の国際機関が行う要請
 - ・国連
 - ・国連の総会によって設立された機関又は国連の専門機関で、国連難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
 - ・当該活動にかかる実績もしくは専門的能力を有する国連憲章第52条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
- ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請
(国連憲章第7条1に規定する国連の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。)

(2) 業務内容

国連PKO等における業務について、これまでの停戦監視、被災民救援等の業務に加え、主に以下の業務を追加・拡充した。

- ① 防護を必要とする住民、被災民等の生命、身

⁸ 今回の法改正に伴い、⑤については、「受入れ同意が安定的に維持されると認められる場合、自己保存型の武器使用及び自衛隊法第95条(武器等の防護のための武器使用)を超えるものとして、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施にあたり武器使用が可能」とされた。

⁹ 欧州連合の要請に基づいて実施されたアウェ監視ミッション(AMM)や、国連事務総長の支持があり、領域国の要請に基づいて実施されたソロモン諸島地域支援ミッション(RAMSI)などがある。

体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護（いわゆる安全確保業務）の追加

② 活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護（いわゆる駆け付け警護）の追加

③ 国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための助言又は指導等の業務の拡充

④ 活動を統括・調整する組織において行う業務の実施に必要な企画・立案・調整又は情報の収集整理（司令部業務）の拡充

（3）武器使用権限

ア 自己保存型の武器使用権限の拡充（宿営地の共同防護）

国連PKO等の宿営地は、参加国の要員が宿営地外で活動するとき以外の生活の拠点であり、宿営地はその中に所在する者の生命又は身体の安全を図るいわば最後の拠点である。このため、国連PKO等の宿営地に武装集団による襲撃など不測の事態があった場合においては、当該宿営地に宿営する自衛官がたとえ直接的な攻撃の対象とはなっていないくとも、当該自衛官と他国の要員が相互に連携して防護し合い、共通の危険に対処することが不可欠となる。このことを踏まえ、いわゆる自己保存型の武器使用の一類型として、宿営地に宿営する者の防護という目的での武器使用を認めることとした¹⁰。

イ いわゆる駆け付け警護のための武器使用権限

いわゆる駆け付け警護を行う場合は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用を認めた（ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する

場合のみ）。

ウ いわゆる安全確保業務のための武器使用権限

いわゆる安全確保業務を行う場合は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産の防護又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用を認めた（ただし、人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ）。

（4）国会承認

これまでの自衛隊の部隊等が行う停戦監視業務に加え、いわゆる安全確保業務についても事前の国会承認を基本とした（閉会中や衆議院が解散されている場合の事後承認は可）。

（5）隊員の安全確保

隊員の安全配慮規定を追加するとともに、実施要領において規定すべき事項に隊員の安全を確保する措置を追加した。

（6）その他の主要な改正事項

① 自衛官の国連への派遣（国連PKOの司令官等の派遣）

国連の要請に応じ、国連の業務であって、国連PKOに参加する自衛隊の部隊等又は外国軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することを可能¹¹とした。

② 大規模災害に対処する米軍等に対する物品又は役務の提供¹²

自衛隊の部隊等と共に同一の地域に所在して大規模な災害に対処する米国・豪州の軍隊から応急の措置として要請があった場合は、国際平和協力業務等の実施に支障のない範囲で、物品又は役務の提供を可能とした。

¹⁰ 最後の拠点である宿営地を防護する武装した要員は、いわば相互に身を委ねあって対処する関係にあるといった特殊な事情が存在するため、自己保存型の武器使用権限が認められる。

¹¹ 派遣にあたっては、国連PKO等の活動が行われる地域の属する国等の受け入れ同意について、当該業務等が行われる期間を通じた安定的維持を要件としている。

¹² 10（平成22）年のハイチ大震災を受け、防衛省・自衛隊はハイチPKO（MINUSTAH）に参加したが、ハイチにおいて国連PKOの枠外で災害救援活動に従事する米軍に対し、国内法上の根拠が存在せず、物品役務の提供を見送ったことがある。

解説

駆け付け警護について



過去のPKO法に基づく自衛隊の活動において、例えば、1994（平成6）年、ザイール（当時）のゴマ市内の難民キャンプで活動していた日本のNGOが使用していた車両が難民により強奪された際に、このNGOから、難民救援のために現地に派遣されていた自衛隊に対して救援の要請がありました。

また、現在、自衛隊の活動の現場においても、平素より、国際機関やNGOの職員と情報交換や交流をはじめとする各種の連携を図っています。このような状況を踏まえれば、今後、自衛隊が危険に遭遇している活動関係者から救援の要請を受ける場合も十分あります。

こうした考えに基づき盛り込まれた、いわゆる「駆け付け警護」は、PKOの文民職員やPKOに関わるNGO等が暴徒や難民に取り囲まれるといった危険が生じている状況等において、施設整備等を行う自衛隊の部隊が、現地の治安当局や国連PKO歩兵部隊等よりも現場近くに所在している場合などに、安全を確保しつつ対応できる範囲内で、緊急の要請に応じて応急的、一時的に警護するものです。

いわゆる「駆け付け警護」の実施にあたっては、参加5原則が満たされており、かつ、派遣先国及び紛争当事者の受け入れ同意が、国連の活動及びわが国の業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められることを前提に、「駆け付け警護」を行うことができることとしました。

これらが満たされていれば、「国家」又は「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することはないので、仮に武器使用を行ったとしても、憲法で禁じられた「武力の行使」にはあたらず、憲法違反となることはありません。

5 事態対処法制などの改正

わが国を取り巻く安全保障環境の変化に伴い、他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、様様等によってはわが国の存立を脅かすことも起こり得る。このため、わが国が対処すべき事態に、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態¹³及び武力攻撃予測事態¹⁴）（後述）に加え、「存立危機事態」（わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態）を新たに追加し、当該事態への対処をわが国の防衛のためのやむを得ない自衛の措置として自衛隊の主たる任務に位置付けるなど、事態対処法や自衛隊法など関連する法律について以下の改正を行った。

(1) 事態対処法¹⁵の改正

ア 目的

これまでの武力攻撃事態等に加え、存立危機事態への対処を追加した。

イ 武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本方針

対処基本方針に定める事項として、①事態の経緯、事態が武力攻撃事態等又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実、②事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合には、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適切な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由、③当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針、などとした。

ウ 国会承認

存立危機事態に対処するために自衛隊に防衛出動を命ぜる際は、武力攻撃事態と同様、事前の国会承認を原則とした。

¹³ わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は当該武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

¹⁴ 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

¹⁵ 存立危機事態の追加に伴い、法律の題名を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」から「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改正。

(2) 自衛隊法の改正

ア 自衛隊の任務としての位置付け（同第3条）

存立危機事態への自衛隊の対処を自衛隊の主たる任務に位置づけた。

イ 防衛出動（同第76条）

防衛出動の対象となる事態に存立危機事態を追加した。

ウ その他

防衛出動の際の自衛隊の行動に必要な各種の権限等や特例措置を定める規定のうち、専らわが国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いたものは、存立危機事態では適用しない¹⁶こととした。

(3) その他の関連法制の改正

ア 米軍等行動関連措置法

武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、当該事態における米軍以外の外国軍隊や、存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加した。

イ 海上輸送規制法

存立危機事態においても海上輸送規制を実施するための規定を追加するとともに、海上輸送規制の実施海域を、わが国領海、外国の領海（同意がある場合に限る。）又は公海とした。

ウ 捕虜取扱い法

存立危機事態においても同法を適用するための規定を追加した。

エ 特定公共施設利用法

武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整の対象に追加した。

◆ 6 国家安全保障会議設置法の改正

審議事項として、「存立危機事態」への対処及び「国際平和共同対処事態」への対処に関する重要事項等を追加し、「周辺事態」に関する審議事項を「重要影響事態」に関する審議事項に改めた。また、必ず審議しなければならない事項として、以下の事項（いずれも領域国等の受入れ同意の安定的維持等にかかるもの）を明記した。

- 國際平和協力業務のうち、いわゆる安全確保業務又はいわゆる駆け付け警護の実施にかかる実施計画の決定及び変更
- 国連PKOに参加する各国の部隊により実施される業務の統括業務に従事するための自衛官（司令官等）の国連への派遣
- 在外邦人等の警護・救出等の保護措置の実施

2 国際平和支援法の概要

国際平和支援法は、国際社会の平和及び安全の確保のため、国際平和共同対処事態（国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、わが国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの）に際し、わが国が国際社会の平和と安全のために活動する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるよう、新たに制定された法律である。

◆ 1 要件

わが国が行う協力支援活動等の対象となる諸外国の軍隊等の活動について、以下のいずれかの国連決議（総会又は安全保障理事会）の存在を要件としている。

- ① 支援対象となる外国が国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定、要請、勧告、又は認める決議
- ② ①のほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

¹⁶ 存立危機事態で適用するものの例は、特別の部隊の編成や予備自衛官・即応予備自衛官の防衛召集などであり、適用しないものの例は、防衛施設構築の措置や公共の秩序維持のための権限、緊急通行、物資の収用、業務従事命令など。

解説

なぜ「国際平和支援法（一般法）」が必要か



厳しさを増す安全保障環境の下、もはやどの国も一国のみでは平和を守ることができない時代となっており、国際社会はこれまで以上に協力して平和を守っていく必要があります。

わが国は、これまでにもテロ対策特別措置法などの特別措置法を制定し、インド洋において、テロリストの移動や武器等の関連物資の輸送を防止・抑止するための海上阻止行動を行う諸外国の軍隊に対する洋上補給活動等を行うなど、国際社会から高い評価を得てきました。

他方、あらゆる事態への切れ目のない対応を可能にするという観点からは、将来、具体的な必要性が発生してから改めて立法措置を行うよりも、一般法として整備することにより、国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊に対する支援活動をより迅速かつ効果的に行うことが可能となり、国際社会の平和及び安全に主体的かつ積極的に寄与することができるようになります。

また、平素より各国とも連携した情報収集・教育訓練が可能となり、その成果を基本的な態勢整備に反映することができるようになります。

さらに、実際の派遣にあたって、活動内容・派遣規模といったニーズを確定するための現地調査や各國との調整を迅速に実施できるようになり、自衛隊が得意とする業務をより良い場所で実施できる可能性が高まり、入手した情報等から、安全対策を含む訓練をより充実した形で行うことができるようになります。つまり、自衛隊が活動を安全に行うこと、リスクの極小化にも資すると考えられます。

解説

戦争に巻き込まれるリスクについて



わが国が憲法第9条の下で許容される自衛の措置として「武力の行使」を行うには、大変厳格な要件である新三要件（166頁参照）を満たさなければなりません。これは世界的にも例のない非常に厳しい要件であり、憲法上の明確な歯止めとなっています。そして、実際に「武力の行使」を行うため、自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、原則事前に国会の承認を求めることがあります。このように、憲法と国会が制定した法律に従って自衛隊は活動を行うことになるので、自衛隊による「武力の行使」が際限なく広がり、わが国の意に反して他の国の戦争に巻き込まれるということは決してありません。

加えて、平和安全法制により、日米同盟はわが国の平和と安全のために一層機能するようになります。そして、それを世界に発信することによって、紛争を未然に防止する力、すなわち抑止力は更に高まり、わが国が攻撃を受けるリスクは一層下がっていきます。また、わが国が更に国際社会と連携して地域や世界の平和維持、発展のために協力していくことが可能となり、それにより世界は平和になっていくと考えます。

解説**自衛隊員のリスクについて**

自衛隊員の任務の実施には必ずリスクがありますが、リスクの程度は実際に派遣される地域の状況、活動の内容などにより様々であり、具体的な派遣検討においてリスクを評価した上で、派遣が可能だと判断される場合に派遣するものであり、さらに派遣にあたっては、任務の実施に伴うリスクを極小化する努力を行います。これは、これまでの御嶽山や東日本大震災の災害派遣、南スーダンPKOへの派遣などと変わりません。

新たな任務に伴う新たなリスクが生じる可能性はありますが、これを、法律上及び運用上の安全確保の仕組みによって、極小化、局限化し、隊員を派遣します。例えば、法律上の安全確保の仕組みとして、部隊などが活動を円滑かつ安全に実施できるような活動の実施区域の指定や、部隊などの活動している場所が「現に戦闘行為が行われている現場」となる場合に活動の休止・中断を行う旨の規定があります。また、運用上の安全確保の仕組みとして、活動地域の情勢について十分な情報収集や隊員の安全確保に十分な装備の携行、適切な教育訓練などがあります。

また、派遣に際しては、計画をしっかりと策定し、閣議決定をして、国会の承認を求めるなど、適正な手続きを踏むことになります。

このような様々な対応をとることによって、隊員の安全対策に全力を挙げてまいります。

2 対応措置

国際平和共同対処事態に際し、以下の対応措置を実施することができる。

① 協力支援活動

諸外国の軍隊等に対する物品及び役務（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務及び建設）の提供を実施。なお、重要影響事態安全確保法と同様、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できることとしている。

② 捜索救助活動

船舶検査活動（船舶検査活動法に規定するもの）

① 「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない。ただし、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる捜索救助活動を継続できる。

② 自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、又はそれが予測される場合には一時休止等を行う。

③ 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

4 国会承認

事前の国会承認については例外なく求め、各議院の議決に7日以内（国会の休会中の期間を除く。）の努力義務を設けた。また、対応措置の開始から2年を超える場合には再承認が必要とした。

3 武力行使との一体化に対する回避措置等

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、以下の措置を規定。

解説

徴兵制に関する指摘について



一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であって、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解しています。

このような徴兵制度は、わが憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものではありません。わが国において徴兵制を採用することは、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考えます。

このような憲法解釈を変更する余地は全くなく、いかなる安全保障環境の変化があろうとも、徴兵制が、本人の意思に反して兵役に服する義務を強制的に負わせるもの、という本質が変わることはあります。したがって、今後とも徴兵制が合憲になる余地はありません。

また、自衛隊は、ハイテク装備で固めたプロ集団であり、隊員育成には長い時間と相当な労力がかかります。短期間で隊員が入れ替わる徴兵制では、精強な自衛隊は作れません。したがって、安全保障政策上も、徴兵制は必要ありません。長く徴兵制をとってきたドイツやフランスも21世紀に入ってから、徴兵制を止めており、今やG7諸国はいずれも徴兵制をとっています。

3 治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態（いわゆるグレーゾーン事態）が生じやすく、これによりさらに重大な事態に至りかねないリスクを有している。政府として、こうした武力攻撃に至らない侵害に迅速に対処し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、特に以下の3つの場合について、治安出動や海上警備行動などの発令手続を迅速化するための閣議決定を15（平成27）年5月に行った。

- わが国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処
- 離島などに対する武装集団による不法上陸へ

の対処

- 公海上でわが国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶などが認知した場合における対処

具体的には、治安出動などの発令に関して特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難なときには、内閣総理大臣の主宰により、電話などにより各國務大臣の了解を得て閣議決定を行うこととした。なお、連絡を取ることができなかった国務大臣には、事後速やかに連絡を行うこととした。

参照》 図表II-3-2-3（治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化）

図表II-3-2-3 治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化

- 以下の3類型について、「大規模テロ等の恐れがある場合の政府の対処について」(平成13年11月2日閣議決定)を参考にしつつ、治安出動・海上警備行動などの発令手続を迅速化するため閣議決定

国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処

- 海上警備行動を発令し、自衛隊の部隊により行うことが基本
- 防衛省、外務省、海上保安庁は、緊密かつ迅速に情報共有、調整、協力
- 海上警備行動発令のため閣議を開催する必要がある

武装集団による不法上陸への対処

- 武装した集団・その蓋然性が極めて高い集団が、離島に不法に上陸するおそれが高い・上陸する場合に、
- 海上警備行動・治安出動等の発令のため閣議を開催する必要がある

公海での民間船舶への侵害行為への対処

- わが国の民間船舶が侵害行為を現に受けており、
- (緊急の)海賊対処行動又は海上警備行動の発令のため閣議を開催する必要がある

特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難な場合、内閣総理大臣の主宰により、電話などにより閣議決定を可能とする
(連絡を取ることができなかつた國務大臣には、事後速やかに連絡を行う)

4 武力攻撃事態等及び存立危機事態における対応の枠組み

1 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処

事態対処法は、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念、基本的な方針(対処基本方針)として定めるべき事項、国・地方公共団体の責務などについて規定している。

参照》 図表II-3-2-4(武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処の手続)、資料24(自衛隊の主な行動)、資料25(自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定)

(1) 対処基本方針など

武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、次の事項を定めた対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求める。また、対処基本方針が定められたときは、臨時に内閣に事態対策本部を設置して、対処措置の実施を推進する。

- ① 対処すべき事態に関する次に掲げる事項
 - a 事態の経緯、武力攻撃事態等又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

- b 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合には、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため、武力の行使が必要であると認められる理由
- ② 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針
- ③ 対処措置に関する重要事項

(2) 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関は武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処にあたり、法律の規定に基づき所要の措置を行う。

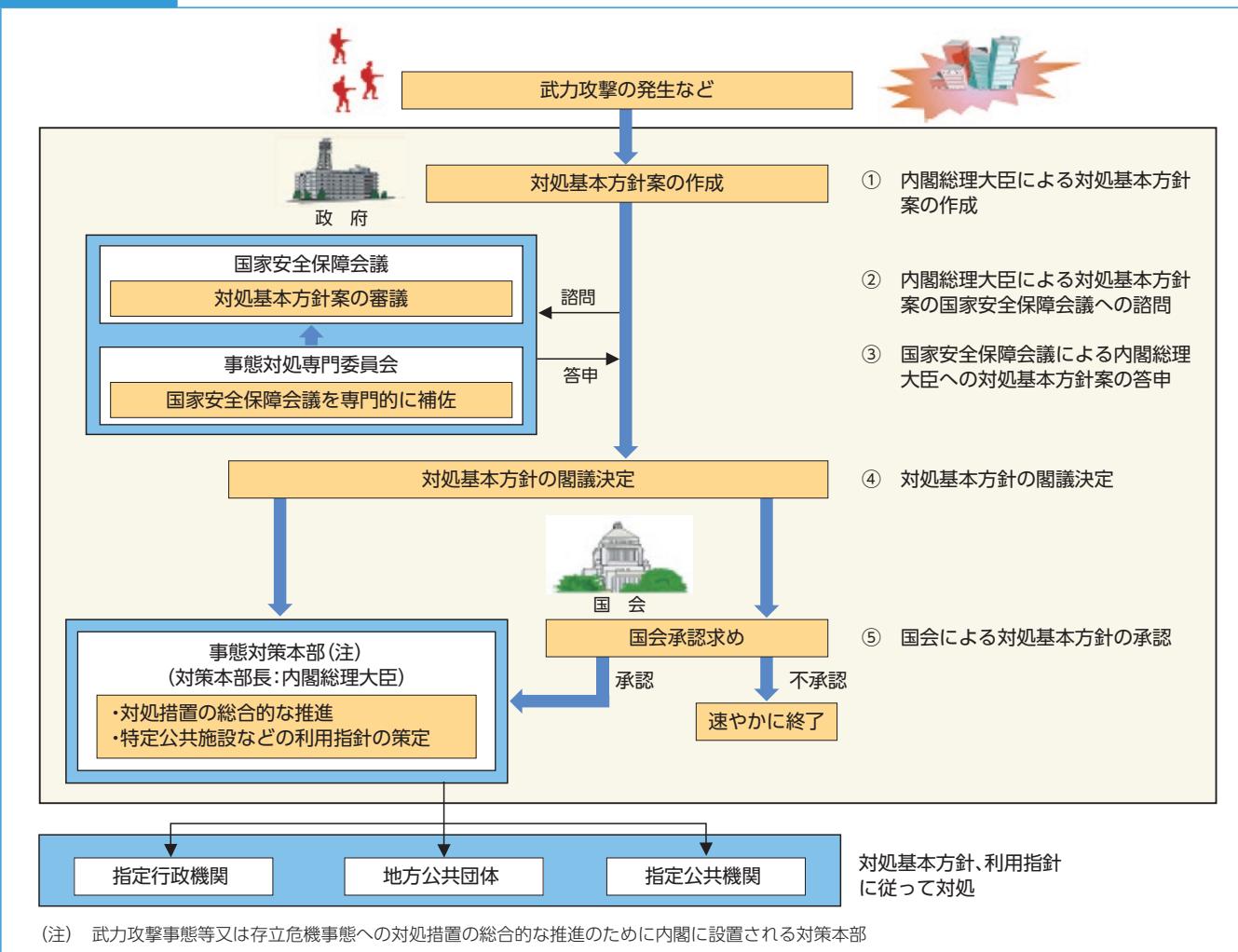
参照》 図表II-3-2-5(指定行政機関などが実施する措置)

(3) 国、地方公共団体などの責務

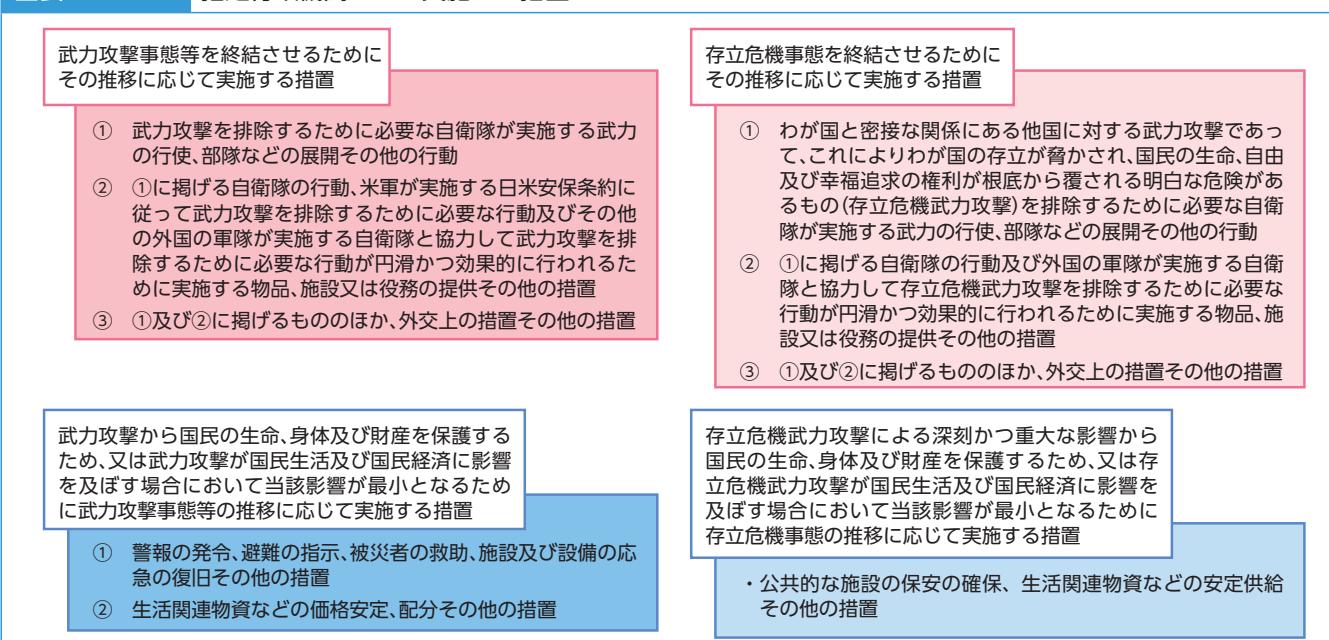
事態対処法に定める国、地方公共団体などの責務は、参照のとおりである。

参照》 図表II-3-2-6(国、地方公共団体などの責務)

図表II-3-2-4 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続



図表II-3-2-5 指定行政機関などが実施する措置



図表II-3-2-6 国、地方公共団体などの責務

主体	責務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有する。 ・組織及び機能の全てをあげて、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処する。 ・国全体として万全の措置が講じられるようにする。
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有する。 ・国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を行う。
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について必要な措置を行う。
国民	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努める。

(4) 内閣総理大臣の対処措置における権限

対処基本方針が定められたときは、内閣に、内閣総理大臣を事態対策本部長、国務大臣を事態対策副本部長又は事態対策本部員とする事態対策本部が設置される。

内閣総理大臣は、国民の生命、身体もしくは財産の保護、又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく所要の対処措置が行われないときは、関係する地方公共団体の長などに対し、その対処措置を行うべきことを指示することができる。また、内閣総理大臣は、指示に基づく所要の対処措置が行われないときや、国民の生命、身体、財産の保護や武力攻撃の排除に支障があり、事態に照らし緊急を要する場合は、関係する地方公共団体の長などに通知したうえで、自ら又はその対処措置にかかる事務を所掌する大臣を指揮し、その地方公共団体又は指定公共機関が行うべき対処措置を行い、又は行わせることができる。

(5) 国連安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などに従って、武力攻撃の排除にあたりわが国が講じた措置について、直ちに国連安理会に報告する。

2 武力攻撃事態等以外の緊急事態への対処

事態対処法においては、政府は、わが国の平和と独立並びに國及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の緊急事態¹⁷も、的確かつ迅速に対処する旨規定されている。

3 国民の保護に関する取組

(1) 国民の保護に関する基本指針及び防衛省・自衛隊の役割

05(平成17)年3月、政府は国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針(「基本指針」)を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の四つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊は、国民保護法及び基本指針に基づき防衛省・防衛装備庁国民保護計画を策定している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施している。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、自衛隊は国民保護等派遣に基づく国民保護措置及び緊急対処保護措置として、住民の避難支援、避難住民などの救援、応急の復旧などを行うことができる。

なお、国民保護法は、わが国への直接攻撃や物理的な被害から、いかにして国民やその生活を守るかという視点に立って、そのために必要となる警報の発令、住民の避難や救援等の措置を定めるものである。存立危機事態であって警報の発令、住民の避難や救援が必要な状況とは、まさにわが国に対する武力攻撃が予測又は切迫している事態

¹⁷ 緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの)を含む、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす事態

と評価される状況にほかならず、この場合は、併せて武力攻撃事態等と認定して、国民保護法に基づく措置を実施することとなる。(存立危機事態であって、武力攻撃事態等には該当しない場合においては、国民保護法を適用せずとも、生活関連物資の安定的な供給など、現行の様々な法令に基づき、国民生活の安定等のための措置を実施し、国民生活の保護に万全の対応をとることとなる。)。

参照》 図表II-3-2-7 (国民保護等派遣のしくみ)

(2) 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

ア 国民保護訓練

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、国民保護措置の実施にかかる連携要領について、平素から各省庁や地方公共団体などとの間で訓練を実施しておくことが重要である。

このような観点から、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加を得て、国民保護訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体などが実施する国民保護訓練などに積極的に参加・協力している。

参照》 資料26 (国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練参加状況)

イ 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保し、国民保護措置などを実効的なものとするため、陸自方面総監部及び自衛隊地方協力本部に連絡調整を担当する部署を配置している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するための機関として、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置され、自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

加えて、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。



北海道旭川市で実施された国民保護訓練

図表II-3-2-7 国民保護等派遣のしくみ

